

議第247号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治

相手方	京都市右京区西京極芝ノ下町46番地 株式会社オグラ
事件の種類	差押債権に係る給付の請求
事件の内容	<p>本市は、平成26年8月8日、本市が小栗栖排水機場の運転監視業務を委託していた訴外オグラロード・サービス株式会社（以下「オグラロード」という。）及びその代表取締役に対し、訴外オグラロードが当該運転監視業務を適切に履行しなかったことにより本市が被った損害について、損害賠償金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>これについて、京都地方裁判所は、訴外オグラロードらに対し、本市の請求額の全額の支払を命じる判決を言い渡し、現在、大阪高等裁判所に係属中である。</p> <p>その後、訴外オグラロードが、相手方に対し貸金債権を有することが判明したことから、本市は、民事執行法の規定に基づき、当該貸金債権を差し押された。本市は、相手方に対し、当該貸金債権（以下「本件差押債権」という。）の弁済方法等について協議を申し入れたが、相手方は、これに応じようとしなかった。</p> <p>そこで、相手方に対し、本件差押債権（遅延損害金を含む。）の給付を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに限り行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。